

令和 8 年 6 月 16 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

議 案 の 提 出 に つ い て

令和 8 年丸亀市議会 6 月定例会に下記の議案を別紙のとおり提出します。

記

議案第 76 号 工事請負契約の締結について（丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事）

議案第 77 号 工事請負契約の締結について（丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化に伴う機械設備工事）

議案第 78 号 工事請負契約の締結について（丸亀市立城東小学校旧校舎解体工事）

議案第 79 号 物品の購入について（塵芥収集車（2 t 車級パッカー車）3 台）

議案第 80 号 物品の購入について（指揮支援車（支援Ⅳ型）1 台）

議案第 76 号

工事請負契約の締結について（丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事）

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事に関し、次のとおり請負契約を締結したい。

令和 8 年 6 月 23 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 495, 000, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 45, 000, 000 円
- 4 契約の相手方 丸亀市川西町北 2318 番地 1
公栄建設株式会社
代表取締役 堤 一仁

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市浜町地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和9年3月31日
- 4 契 約 金 額 ¥495,000,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥45,000,000-
- 5 契約保証金 ¥49,500,000-
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工
事の該当の有無
☒ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
☐ 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と

受注者 公栄建設株式会社（代表取締役 堤 一仁） とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年5月28日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市川西町北2318番地1
公栄建設株式会社
代表取締役 堤 一仁

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第7条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 ☒ 有 ☐ 無
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無
	⑥その他 (外構)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

13,293,600円(税抜き)

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	(株)土器川砕石	香川県仲多度郡まんのう町羽間2880-1
アスファルト	同上	同上
木くず	(株)パブリック	香川県丸亀市土器町北2丁目17番地
同上	丸福工業(株)	香川県丸亀市飯山町東坂元字城山3150番9

4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

3,818,700円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

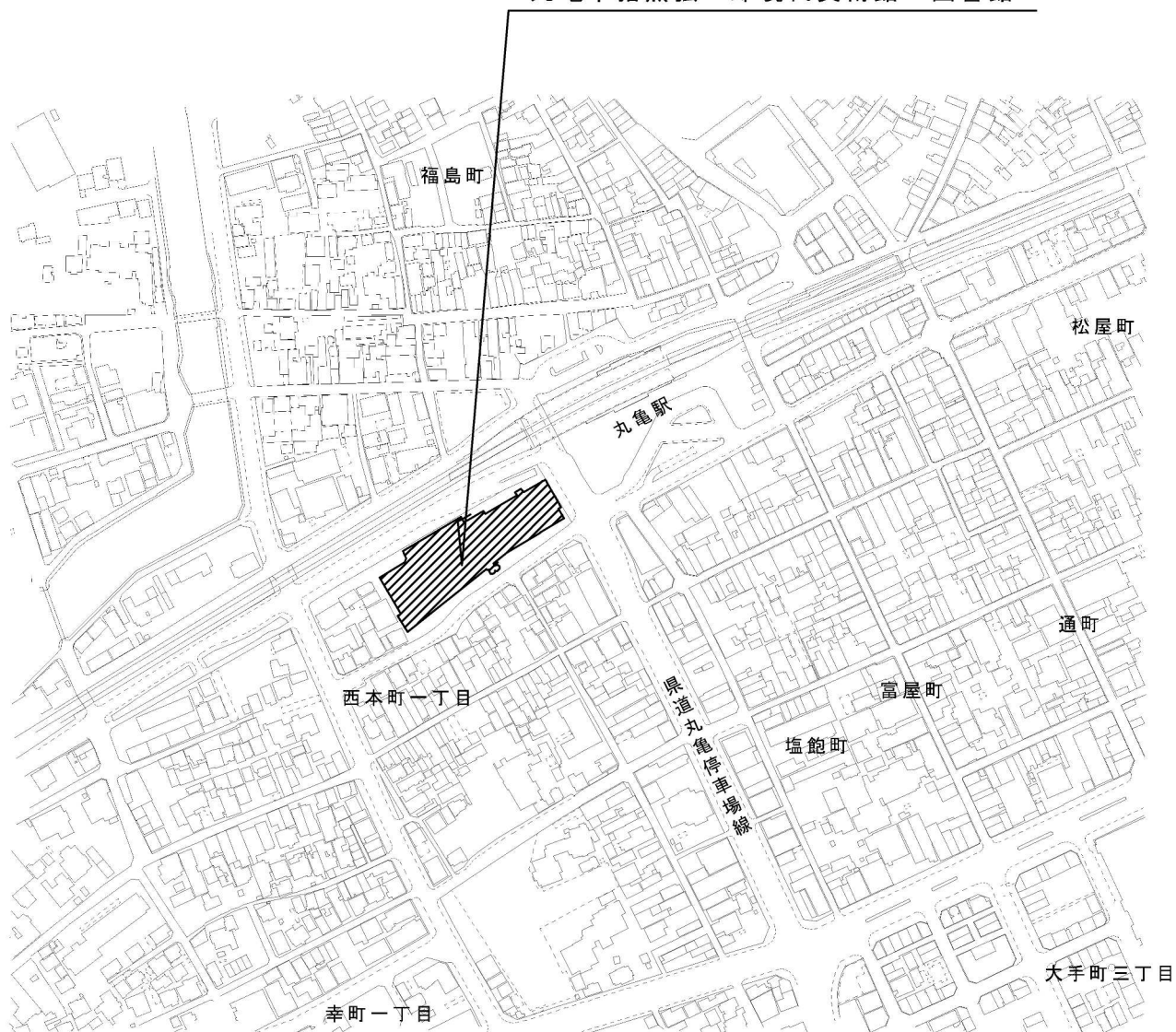
契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事
工 事 概 要	【長寿命化工事】 構造、規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階 地上 4 階 延床面積 11,948.14 m² 改修延床面積 8,971.00 m² ・ 防水改修工事 ・ 外壁改修工事 ・ 内部改修工事 ・ 建具改修工事 上記に係る建築工事 一式

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事

付 近 見 取 図

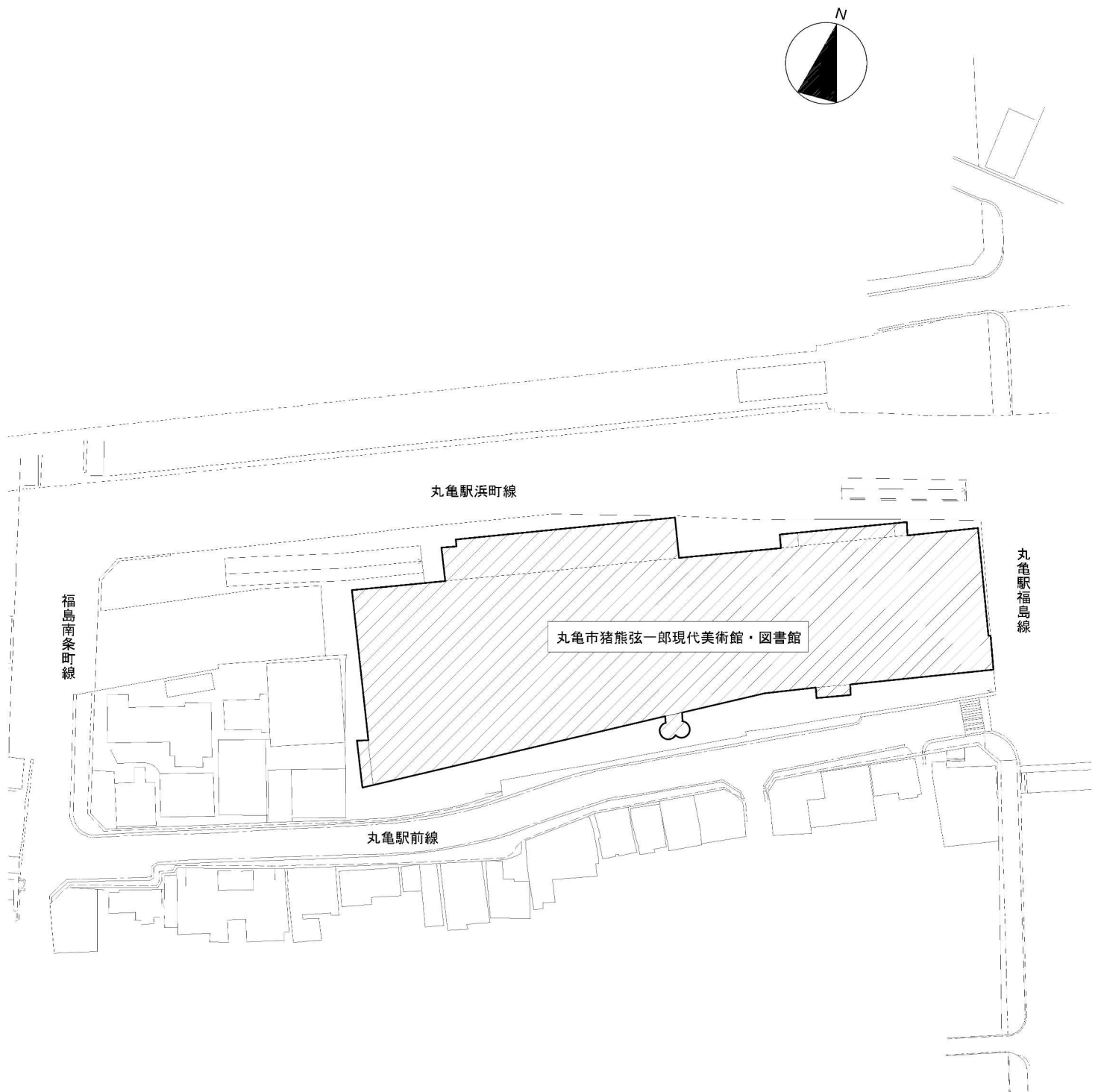


工事場所
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事

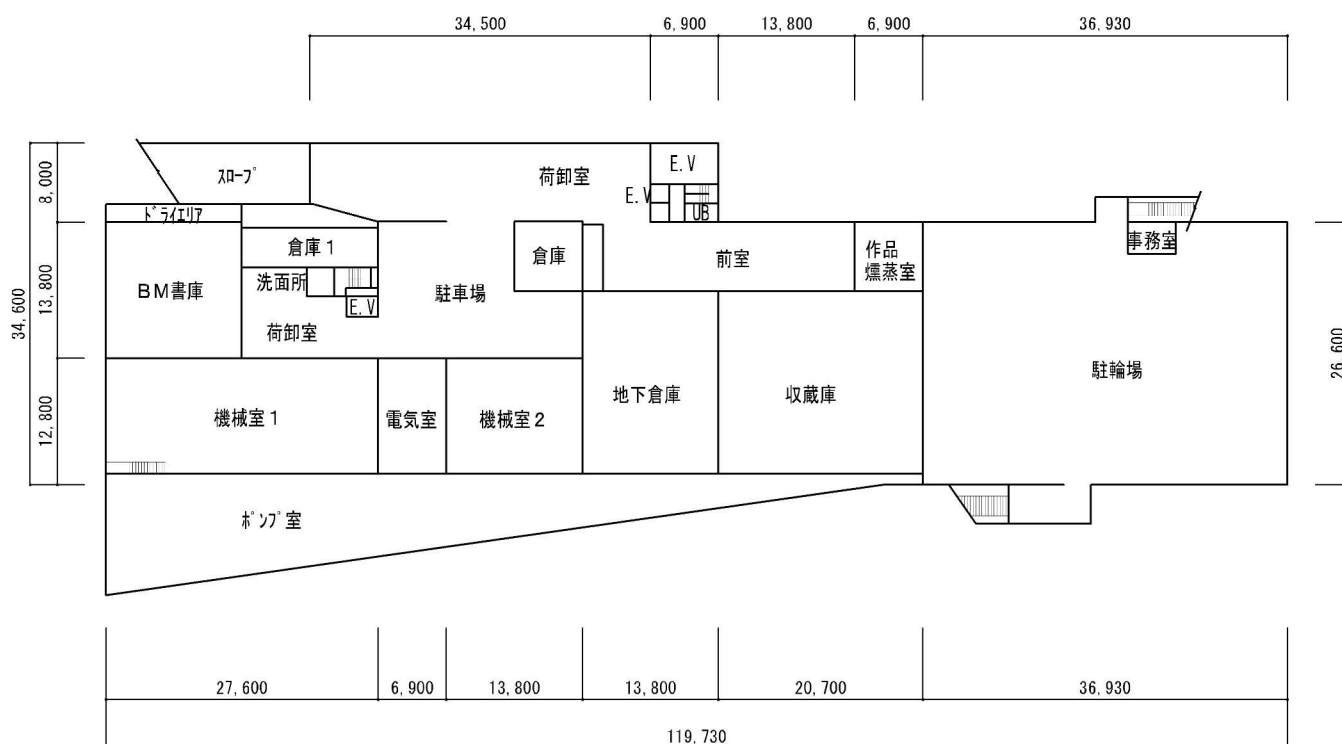
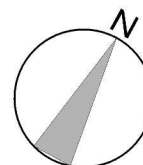
配 置 図



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事

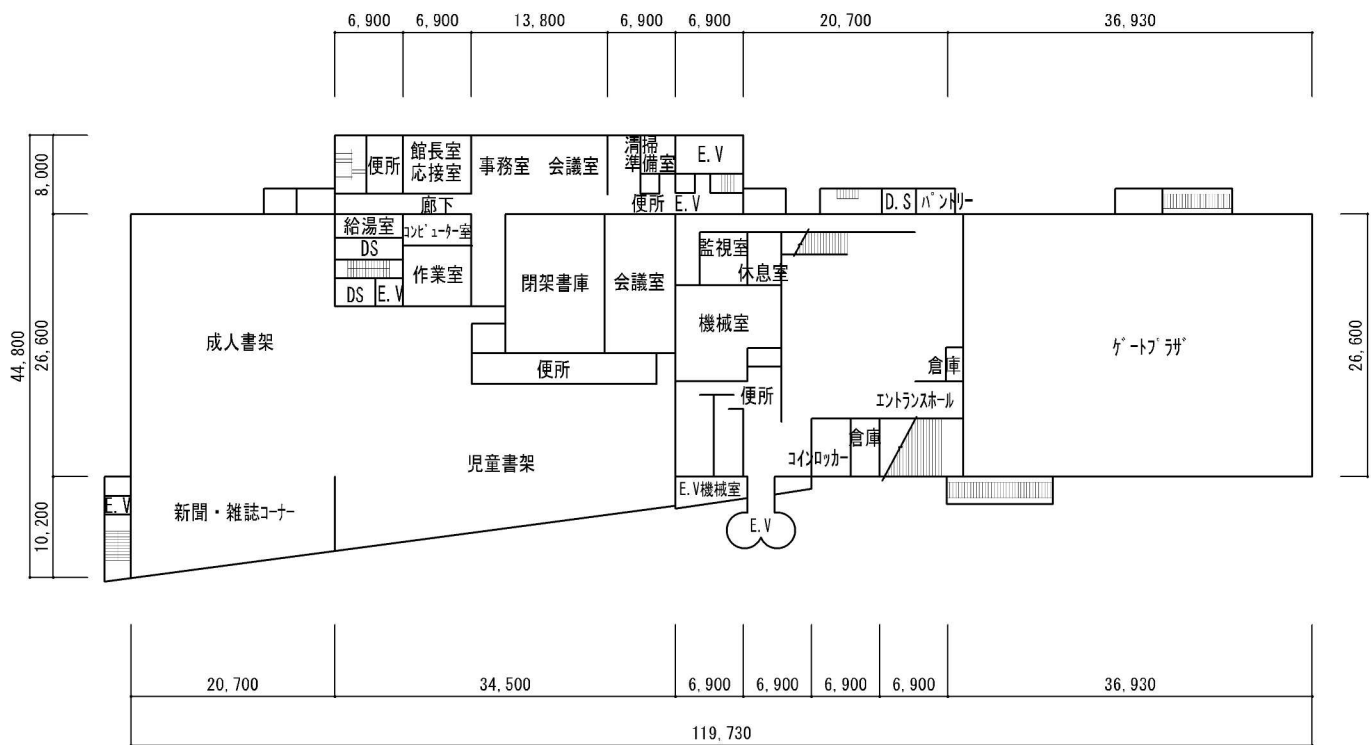
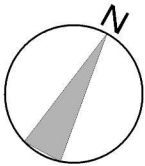
平面図 地下1F

単位：ミリメートル



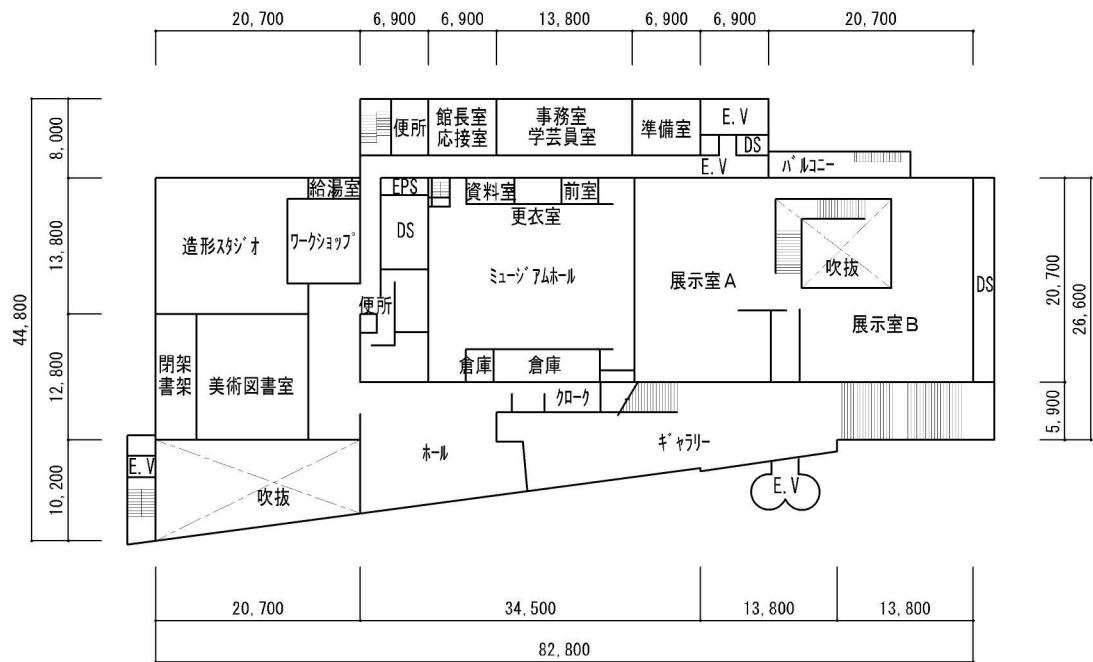
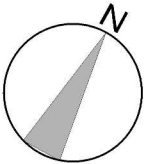
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事

平面図 1F
単位：ミリメートル



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事

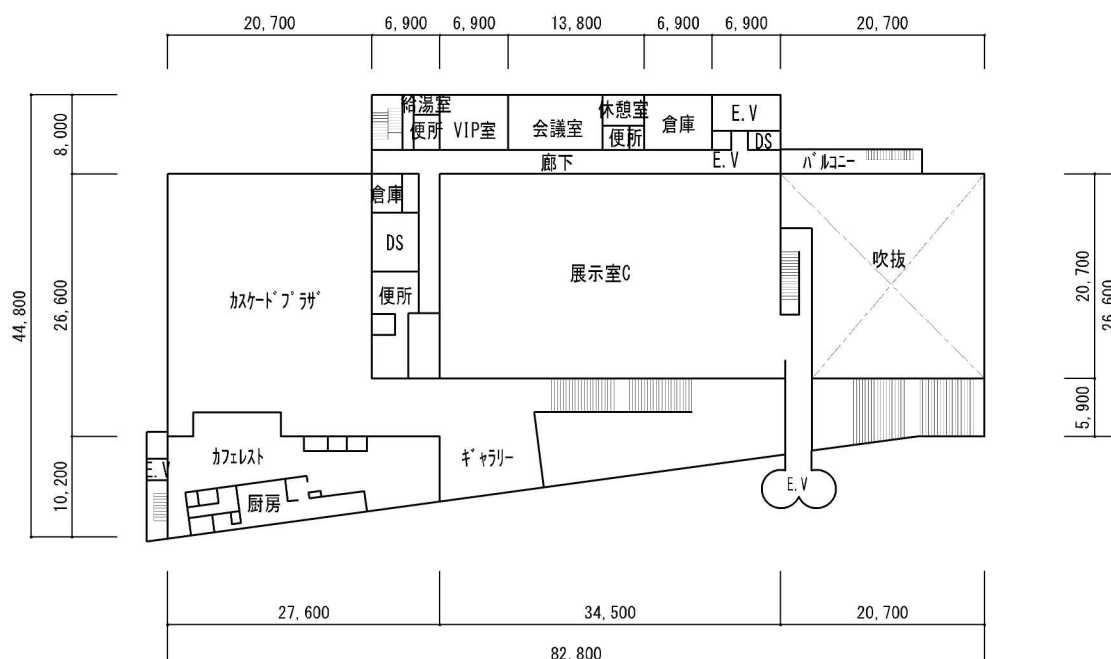
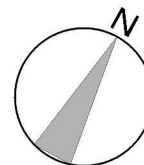
平面図 2F
単位：ミリメートル



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事

平面図 3F

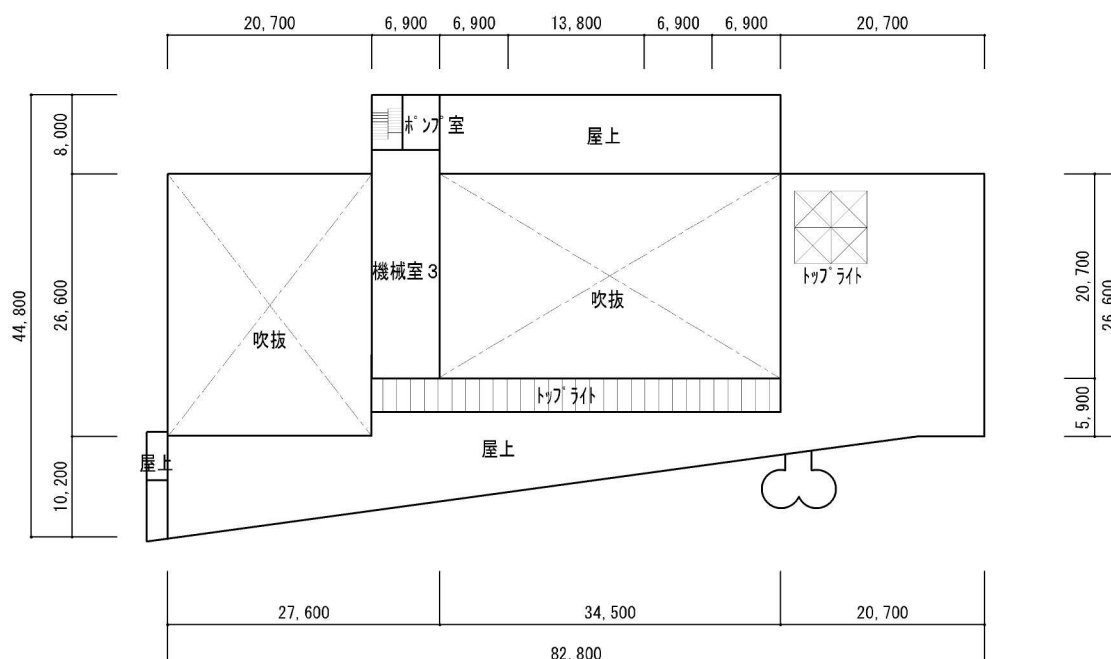
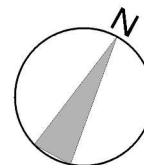
単位：ミリメートル



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事

平面図 4F

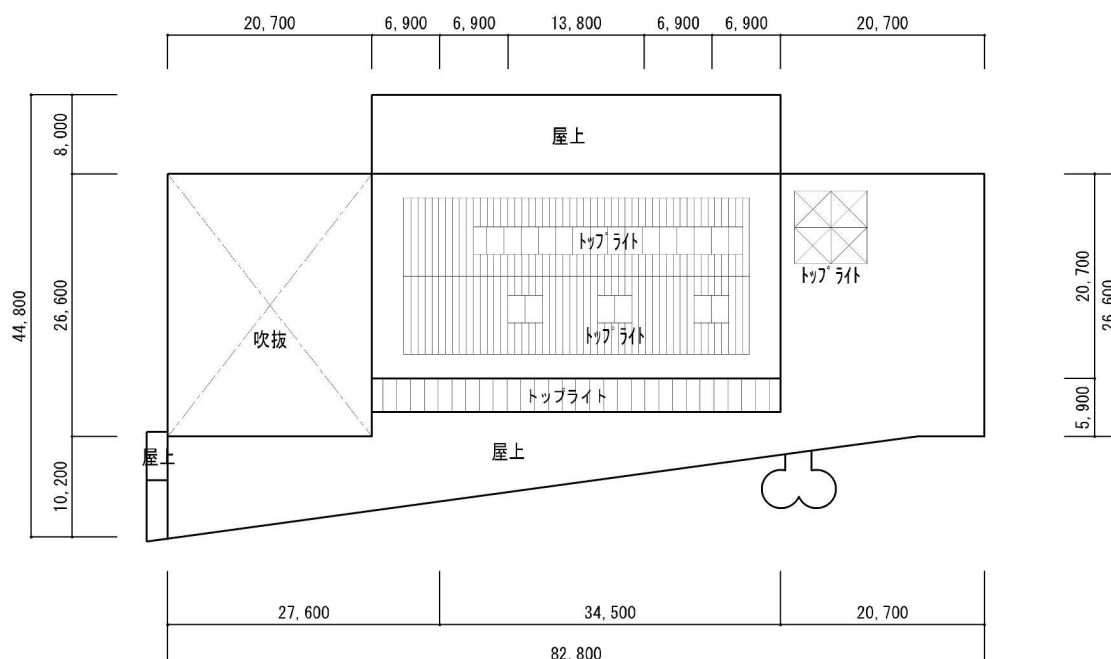
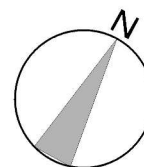
単位：ミリメートル



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事

平面図 屋上

単位：ミリメートル



議案第 77 号

工事請負契約の締結について（丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化に伴う機械設備工事）

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化に伴う機械設備工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 8 年 6 月 23 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化に伴う機械設備工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 213, 400, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 19, 400, 000 円
- 4 契約の相手方 丸亀市飯山町上法軍寺 100 番地 1
株式会社四国テクニカ
代表取締役 久米井 直人

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化に伴う機械設備工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市浜町地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和9年3月31日
- 4 契 約 金 額 ¥213,400,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥19,400,000-
- 5 契約保証金 ¥21,340,000-
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工
事の該当の有無
☒ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
☐ 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と

受注者 株式会社四国テクニカ（代表取締役 久米井 直人） とは、
各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）
及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実に
これを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年5月28日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市飯山町上法軍寺100番地1
株式会社四国テクニカ
代表取締役 久米井 直人

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」につ
いては、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関す
る省令（平成14年国土交通省令第17号）第7条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 ☐ 有 ☒ 無
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

2,500,000 円(税抜き)

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

円(税抜き)

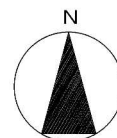
(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化に伴う 機械設備工事
工 事 概 要	【長寿命化工事】 構造、規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階 地上 4 階建 延床面積 11,948.14 m² ・ 中央監視盤更新工事 ・ 収蔵庫系空調機更新工事 ・ 冷温水循環ポンプ更新工事 ・ 蓄熱槽コントローラー更新工事 上記に係る機械設備工事 一式

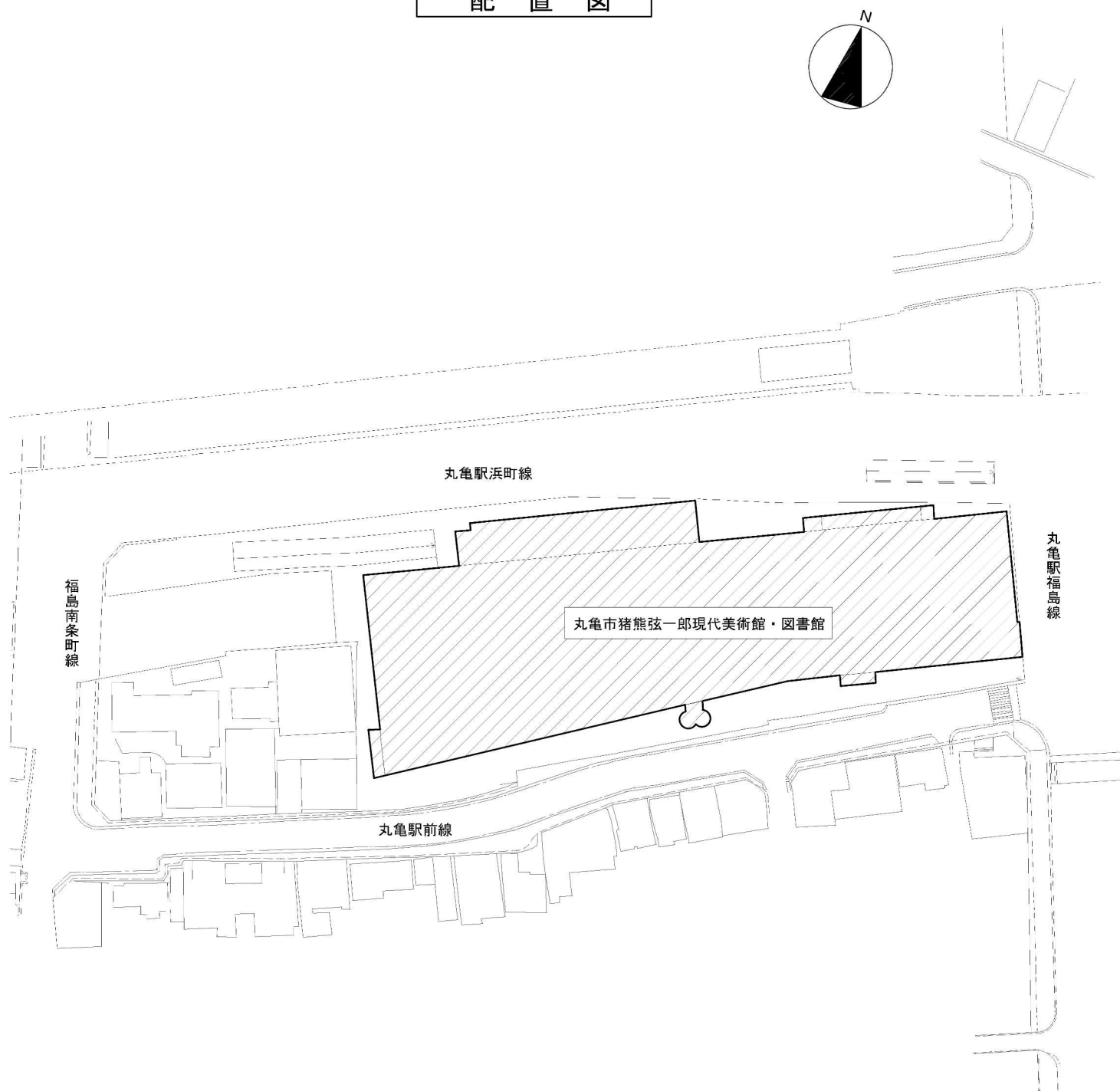
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化 に伴う機械設備工事

付 近 見 取 図



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化 に伴う機械設備工事

配 置 図

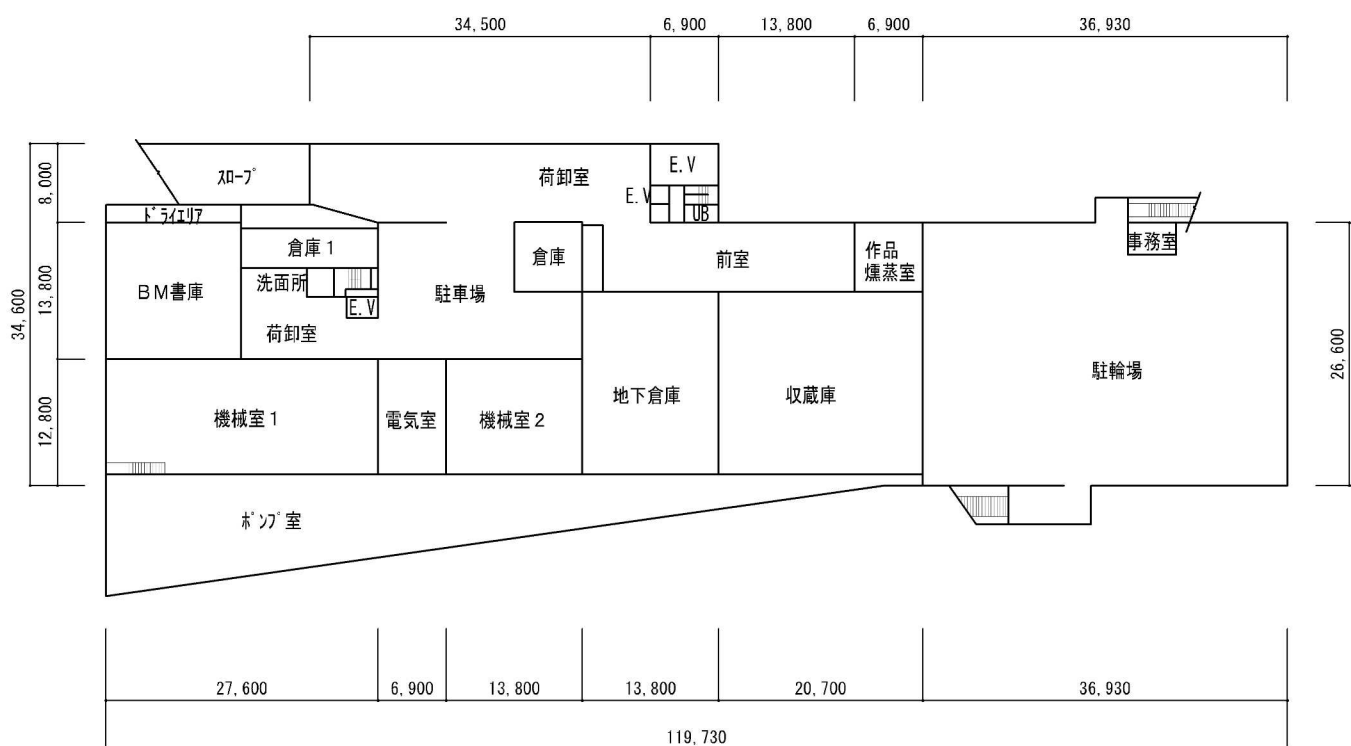
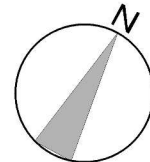


丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化

に伴う機械設備工事

平面図 地下1F

単位：ミリメートル

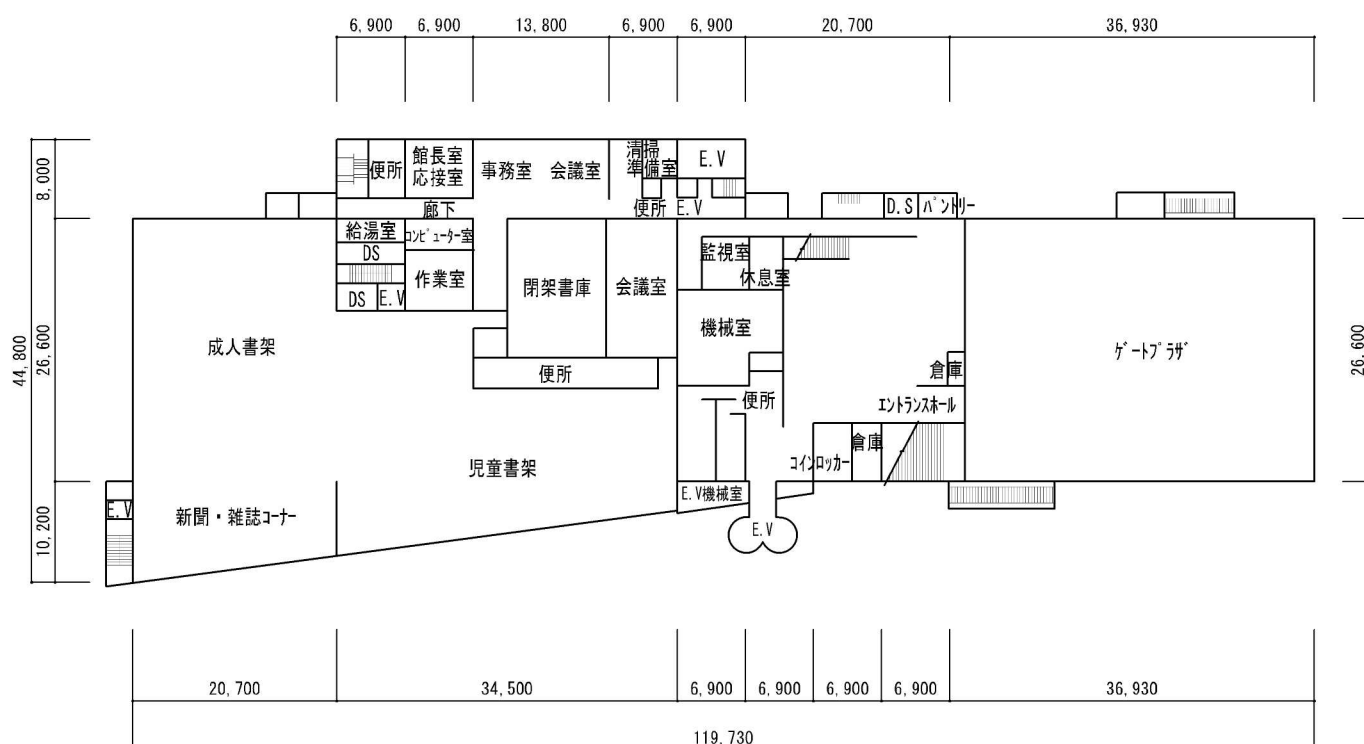
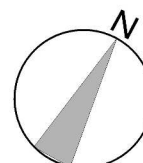


丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化

に伴う機械設備工事

平面図 1F

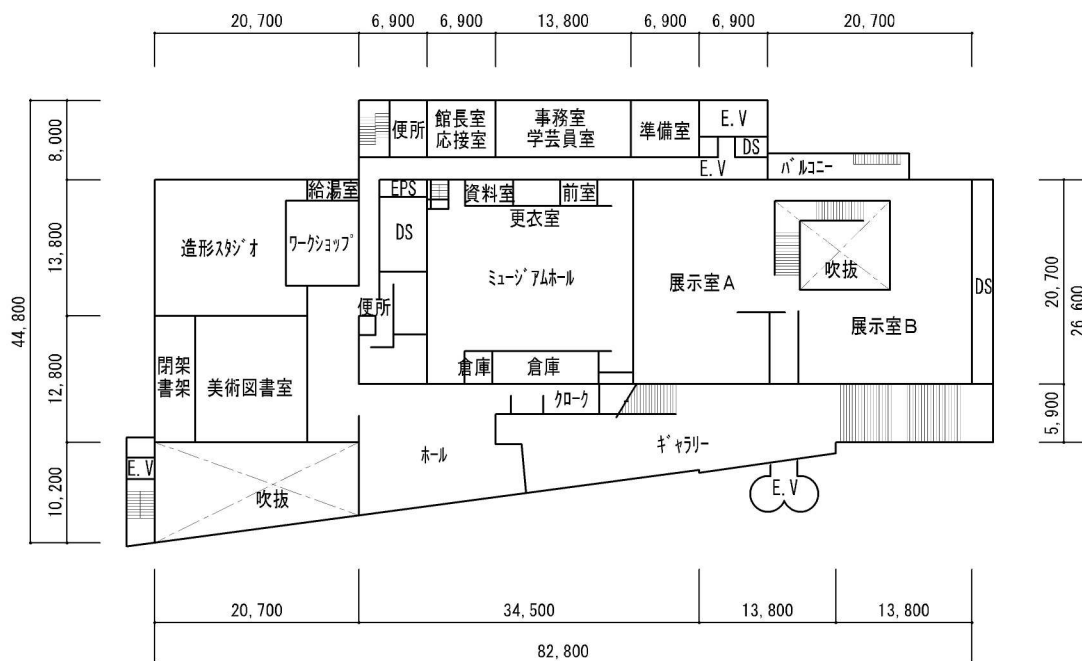
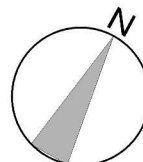
単位：ミリメートル



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化に伴う機械設備工事

平面図 2F

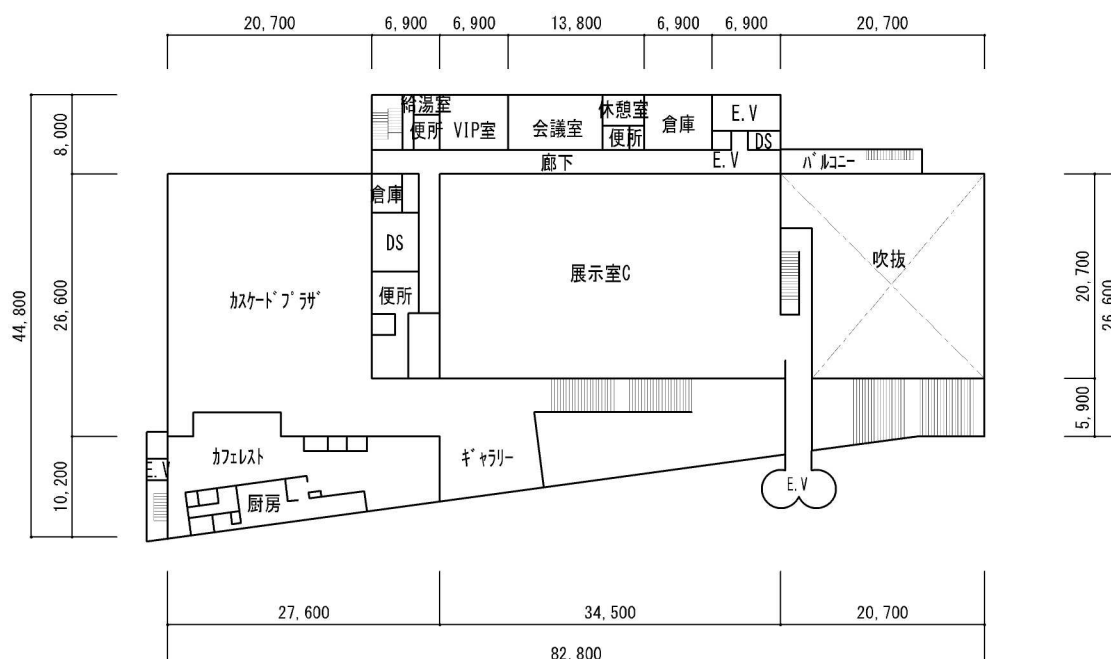
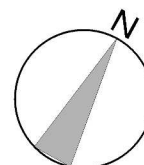
単位：ミリメートル



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化 に伴う機械設備工事

平面図 3F

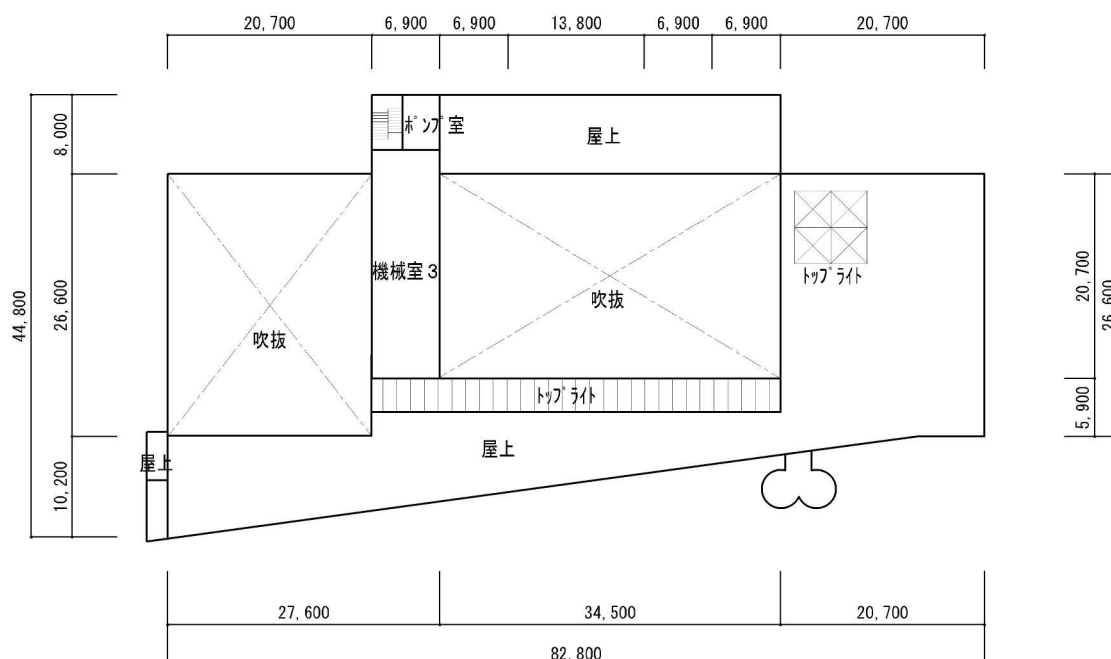
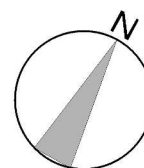
単位：ミリメートル



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化 に伴う機械設備工事

平面図 4F

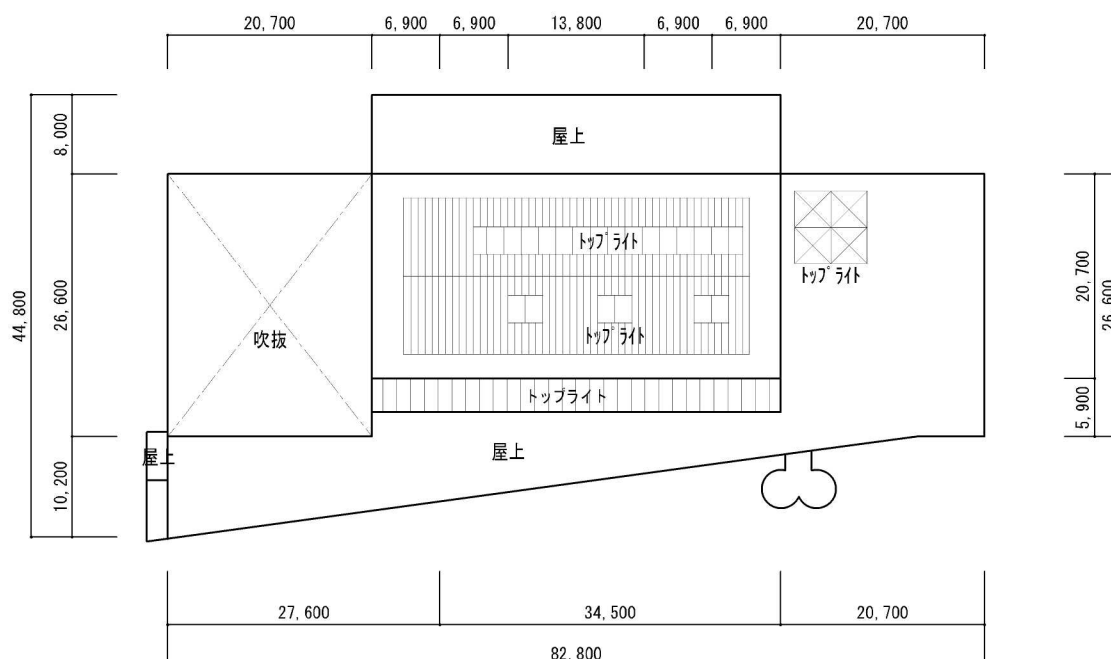
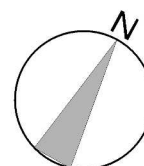
単位：ミリメートル



丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化 に伴う機械設備工事

平面図 屋上

単位：ミリメートル



議案第 78 号

工事請負契約の締結について（丸亀市立城東小学校旧校舎解体工事）

丸亀市立城東小学校旧校舎解体工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 8 年 6 月 23 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 契約の目的 丸亀市立城東小学校旧校舎解体工事

2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約

3 契約金額 金 340,780,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 30,980,000 円

4 契約の相手方 丸亀市郡家町 1306 番地

株式会社重成土建

代表取締役 重成 幸雄

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市立城東小学校旧校舍解体工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市土器町西五丁目地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和9年3月26日
- 4 契 約 金 額 ¥340,780,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥30,980,000-
- 5 契約保証金 ¥34,078,000-
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工
事の該当の有無
☒ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
☐ 該当しない
- 7 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と

受注者 株式会社 重成土建（代表取締役 重成 幸雄） とは、
各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）
及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実に
これを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年5月28日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市郡家町1306番地
株式会社 重成土建
代表取締役 重成 幸雄

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」につ
いては、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関す
る省令（平成14年国土交通省令第17号）第7条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る解体工事

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(人力のみで不可)
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(人力のみで不可)
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 217,671,000円(税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート類	(株)土器川碎石	仲多度郡まんのう町羽間2880-1
アスファルト類	〃	〃
木材くず	丸福工業(株)	丸亀市飯山町東坂元3150番地9

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 59,027,000円(税抜き)

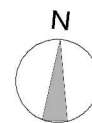
- (注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

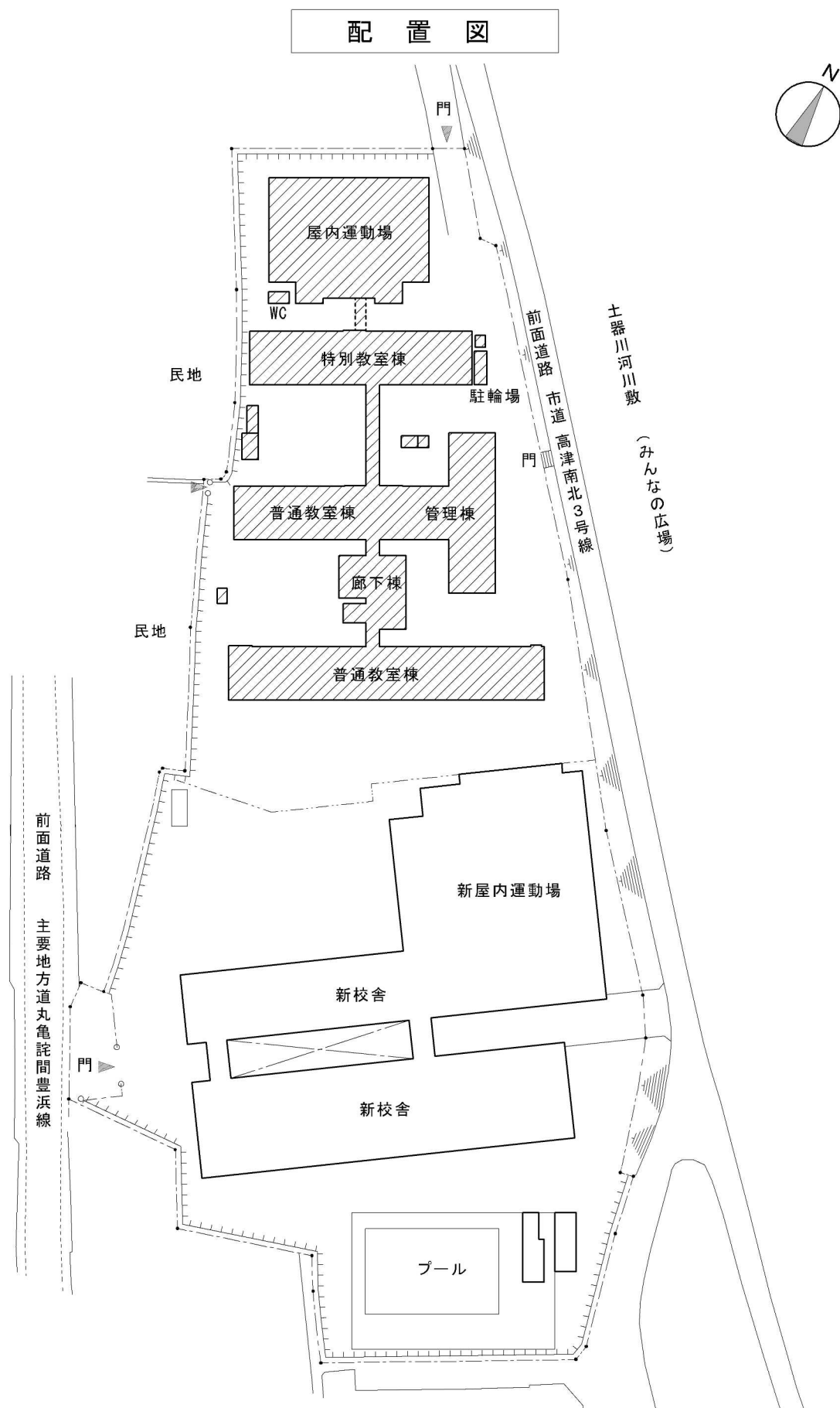
契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市立城東小学校旧校舎解体工事
工 事 概 要	【解体工事】 1. 校舎棟 RC 造 3 階建て 延床面積 5,402.00 m² EV 棟 S 造 3 階建て 延床面積 46.00 m² 2. 屋内運動場棟 SRC 造及び S 造 平屋建て 延床面積 655.00 m² 3. 付属棟 トイレ棟他 3 棟 合計延床面積 44.50 m² 4. アスベスト除去 一式 5. 外構撤去及び整地 一式 6. 電気設備・機械設備撤去 一式 上記に係る解体工事 一式

丸亀市立城東小学校旧校舍解体工事

付近見取図



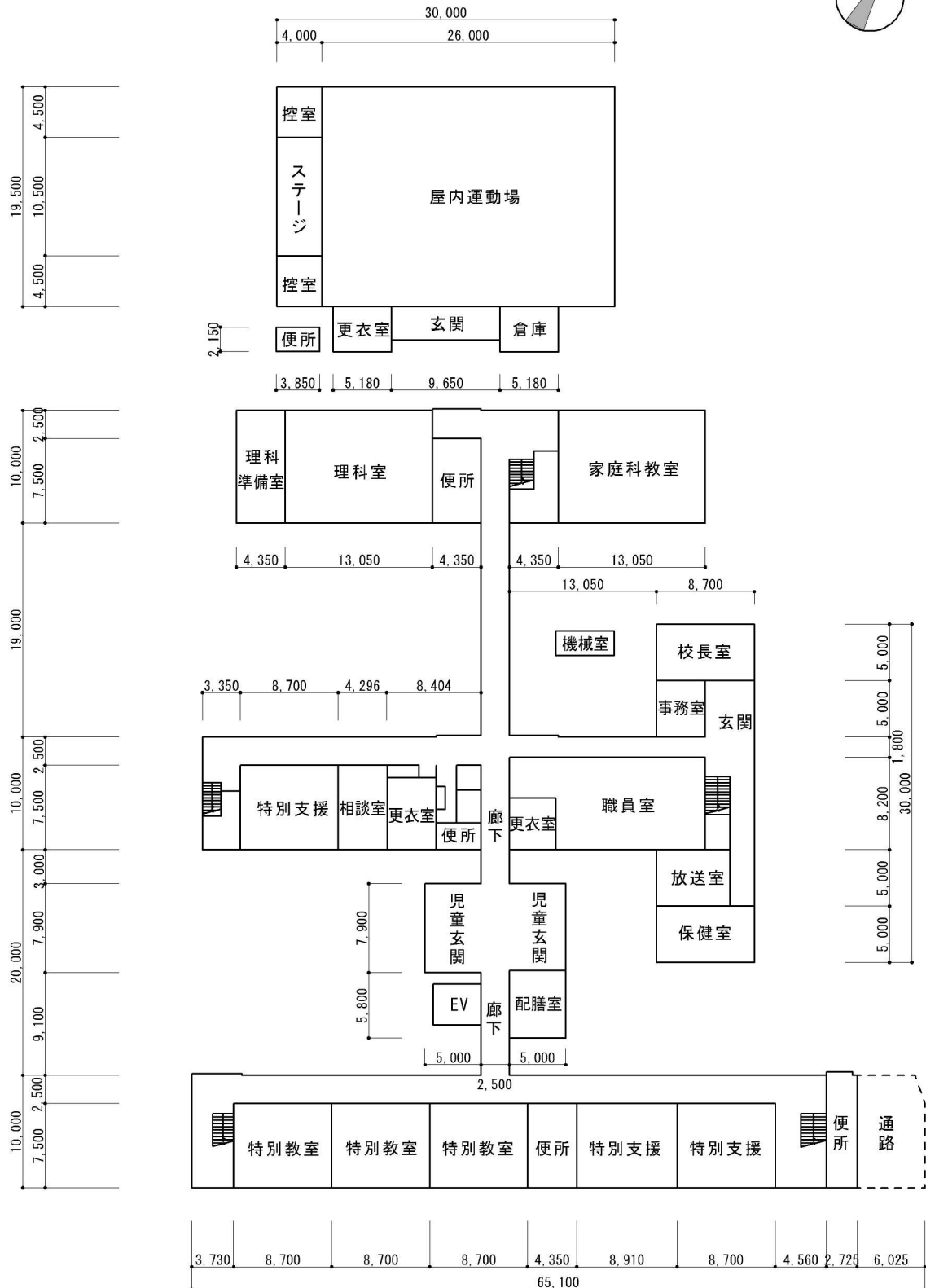
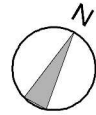
丸亀市立城東小学校旧校舍解体工事



丸亀市立城東小学校旧校舍解体工事

1 階 平 面 図

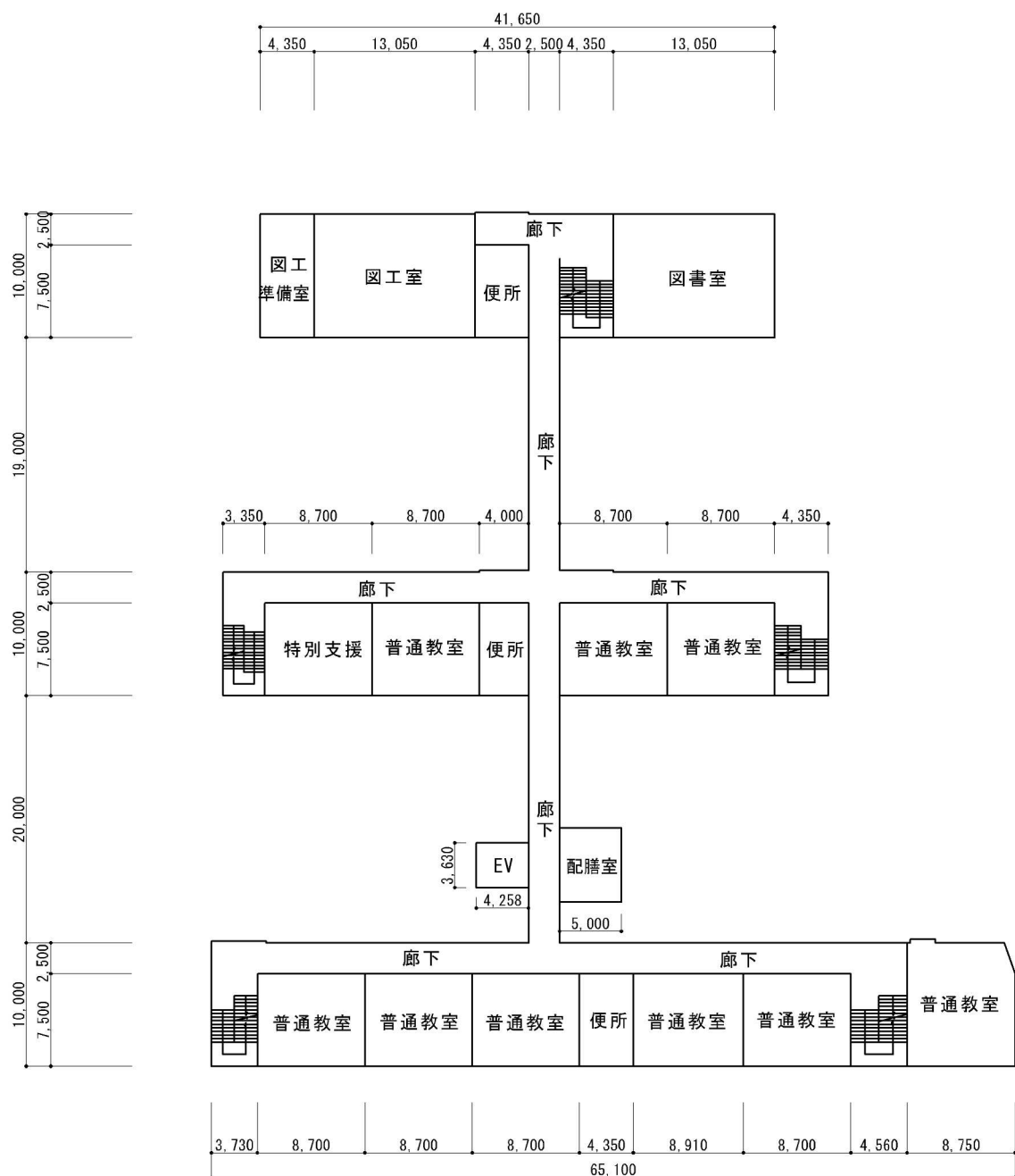
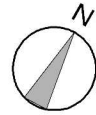
単位：ミリメートル



丸亀市立城東小学校旧校舍解体工事

2 階 平 面 図

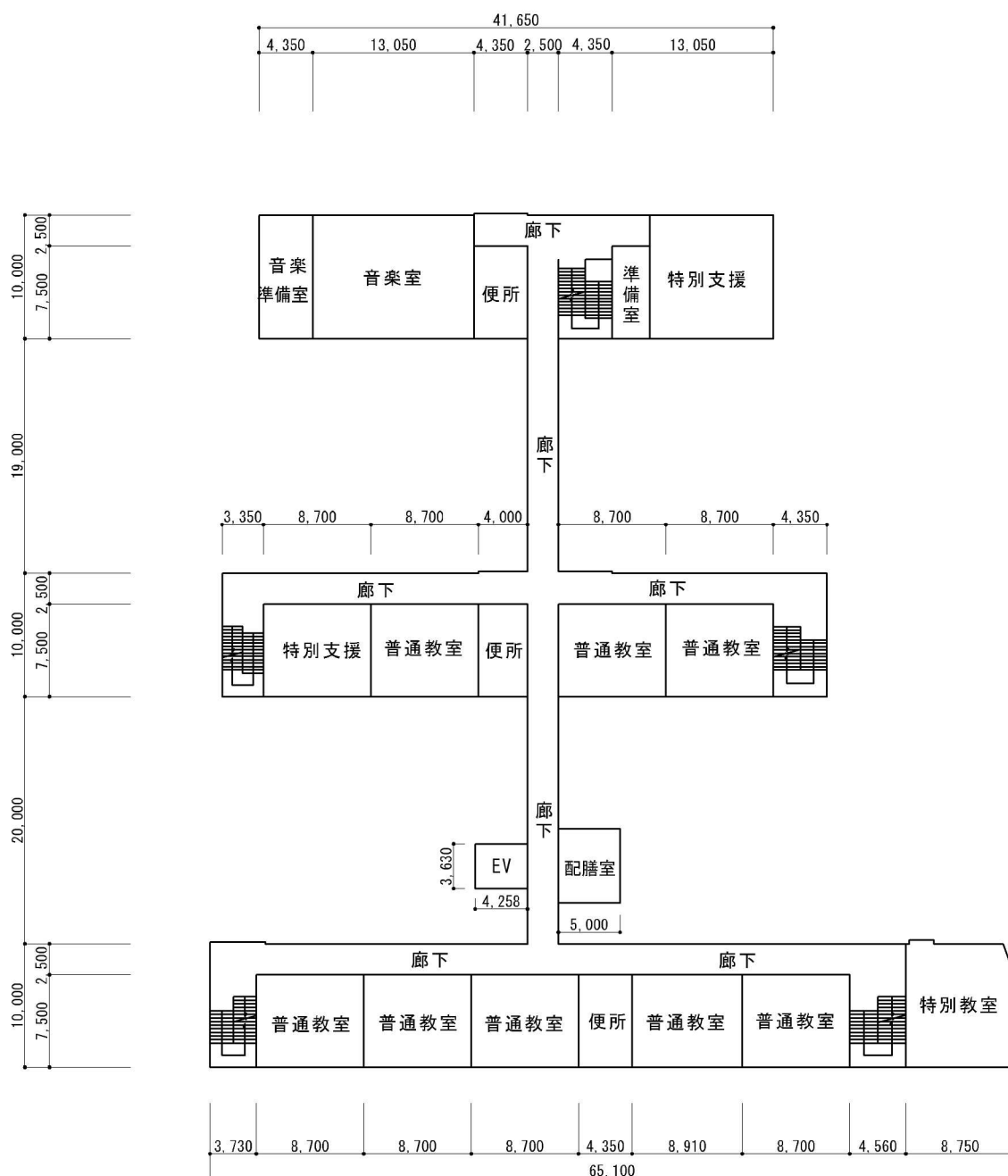
単位：ミリメートル



丸亀市立城東小学校旧校舍解体工事

3 階 平 面 図

単位：ミリメートル



議案第 79 号

物品の購入について（塵芥収集車（2 t 車級パッカー車）3 台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 8 年 6 月 23 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 購入物品 塵芥収集車（2 t 車級パッカー車）
- 2 数 量 3 台
- 3 購入金額 金 30,778,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2,798,000 円
- 4 購入先 丸亀市中津町 1462 番地
有限会社 丸亀モータース
代表取締役 平井 正人
- 5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品 名 及 び 数 量 塵芥収集車（2 t車級パッカー車）3台購入
- 2 契 約 金 額 ￥30,778,000
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥2,798,000
- 3 納 入 期 限 令和10年3月24日
- 4 納 入 場 所 丸亀市産業生活部クリーン課
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 有限会社丸亀モータース（代表取締役 平井 正人）と保証人 香川日野自動車株式会社（代表取締役 太田 浩司）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失

し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排

除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。))が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。))であると認められるとき。

(11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足る履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であ

るときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第16条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞なく、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。

3 発注者は、受注者が第11条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。

4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。

5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協

議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和8年6月3日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 丸亀市中津町1462番地
有限会社 丸亀モータース
代表取締役 平井 正人 印

保証人 高松市春日町1481番地
香川日野自動車 株式会社
代表取締役 太田 浩司 印

議案第 80 号

物品の購入について（指揮支援車（支援Ⅳ型）1 台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 8 年 6 月 23 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購入物品 指揮支援車（支援Ⅳ型）

2 数 量 1 台

3 購入金額 金 32,340,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2,940,000 円

4 購 入 先 香川県三豊市高瀬町上高瀬 489 番地 3

株式会社フジテックボーサイ 代表取締役 宮下 剛

5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 指揮支援車（支援Ⅳ型） 1 台の購入
- 2 契 約 金 額 ￥ 3 2, 3 4 0, 0 0 0 -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 2, 9 4 0, 0 0 0 -
- 3 納 入 期 限 令和9年3月31日
- 4 納 入 場 所 丸亀市消防本部
- 5 契 約 保 証 金 ￥ 3, 2 3 4, 0 0 0 -
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と 受注者 株式会社フジテックボーサイ（代表取締役 宮下 剛）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(保証期間)

第5条 保証期間については、シャシはメーカーの保証期間とし、ぎ装部分については納入後1年間とする。

2 特殊装備及び積載器具等については納入後1年間とし、メーカーの公表する保証期間が1年を超えるものについてはメーカー公表の保証期間とする。

3 保証期間後であっても、設計、工作あるいは材料不良に起因する不都合箇所発生の場合は無償で交換または修理を行うこと。

(契約金の支払)

第6条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第7条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第8条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第9条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく

直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第10条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第11条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。

- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納

付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。))に入札(見積書の提出を含む。))が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。))の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。))、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。))又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。))が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。))であると認められるとき。

- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
 - (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
 - (13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
 - (15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - (16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。
 - (17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。
- (1) 契約の一部が履行不能であるとき。
 - (2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第13条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

（賠償金）

第14条 受注者は、第12条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第15条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

発注者 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 2 1 号
丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県三豊市高瀬町上高瀬 4 8 9 番地 3
株式会社フジテックボーサイ

代表取締役 宮下 剛 印

提 案 理 由

議案第 76 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化工事について、去る 5 月 21 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、公栄建設株式会社に落札決定し、工事請負仮契約を 5 月 28 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 77 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・図書館長寿命化に伴う機械設備工事について、去る 5 月 21 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、株式会社四国テクニカに落札決定し、工事請負仮契約を 5 月 28 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 78 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀市立城東小学校旧校舎解体工事について、去る 5 月 21 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、株式会社重成土建に落札決定し、工事請負仮契約を 5 月 28 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 79 号

物品の購入につきましては、塵芥収集車（2 t 車級パッカー車）3 台の購入について、去る 5 月 29 日に指名競争入札を行いましたところ、有限会社丸亀モータースに落札決定し、物品売買仮契約を 6 月 3 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 80 号

物品の購入につきましては、指揮支援車（支援Ⅳ型）1 台の購入について、去る 6 月 8 日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社フジテックボーサイに落札決定し、物品売買仮契約を 6 月 10 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。